

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

訪問看護ステーション名：訪問看護ステーションあ・もい TEL：06-6842-7025

担当 今西 伸行

※ご不明な点などございましたらお尋ねください。

2 概要：株式会社ハッピーサポート

(1) サービス提供地域

訪問看護ステーション名	訪問看護ステーション あ・もい
所在地	豊中市中桜塚 2 丁目 4 番 45 アリエッタ桜塚 301 号室
サービス提供地域	豊中市・吹田市・箕面市・池田市・伊丹市・尼崎市・ 大阪市（淀川区）

(2) 営業時間

月曜日 ～ 金曜日	午前 9：00～午後 5：00
-----------	-----------------

※土・日・祝日・年末年始（12/30～1/3）は、休日となっております。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月・火・水・木・金・土・日・祝日
サービス提供時間	月～金（午前 9 時～午後 6 時） 土・日・祝日（午前 9 時～午後 12 時）

※年末年始（12/30～1/3）は、休日となっております。緊急時は、提供時間外でも対応できます。

(4) サービス職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1 名		1 名
看護師			3 名以上

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

<運営の方針>

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

(1) 病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、

食事指導、環境整備)

- (2) 日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
- (3) 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
- (4) 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)
- (5) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (6) 住まいの療養環境の整備と支援
- (7) 苦痛の緩和と看護
- (8) その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

5 利用料金

(1) 利用料：診療報酬により計算

診療内容	算定回数等	診療点数
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	1回	7,670円
訪問看護管理療養費Ⅰ(2日目以降の訪問)	1日につき	3,000円
訪問看護管理療養費Ⅱ(2日目以降の訪問)	1日につき	2,500円
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に2人まで)	週3日まで	5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に2人まで)	週4日まで	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に3人以上)	週3日目まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中1回(基準告示第2の1に規定する疾病等は2回)	8,500円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分未満	4,250円
	週3日目まで 30分以上	5,550円
	週4日目以降 30分未満	5,100円

	週4日目以降 30分以上	6,550 円
精神科緊急訪問看護加算	1日につき	2,650 円
精神科複数回訪問加算	1日に2回 同一建物1人	4,500 円
	1日に3回以上 同上1人	8,000 円
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回の場合	4,500 円
難病等複数回訪問看護加算	1日に3回の場合	8,000 円
緊急訪問看護加算	1日につき	2,650 円
長時間訪問看護加算	週1日	5,200 円
複数名訪問看護加算	週1日	4,300 円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100 円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200 円
24時間対応体制加算 イ	月1回	6,800 円
24時間対応体制加算 ロ	月1回	6,520 円
特別管理加算（1月につき）	月1回	5,000 円
退院支援指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	6,000 円
在宅患者連携指導加算 ※ただし特別の関係での算定不可	月1回	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※ただし特別の関係での算定不可	月2回	2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	月1回	25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	月1回	10,000 円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500 円

※保険証の負担額割合、公費により自己負担額は異なります。

○その他のサービスの加算料金

項目	基本料金
死後の処置料	15,000円（税抜き）

（2）キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：訪問看護ステーションあ・もい TEL:06-6842-7025）

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場	1提供あたり、2,000円

合	を頂戴致します
---	---------

(3) 交通費

サービス提供地域以外の地域につきましては運営規定の定めに基づき実費を請求いたします。

(4) 料金の支払い方法

- ①毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求いたしますので、月末までに振込または現金等にてお支払いください。
- ②難病法に基づく医療助成制度を受けている利用者様においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。写真かコピーをとらせていただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者がサービス提供地域以外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了2週間前までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（3か月以上）
- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・入院・入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整させていただきます。
- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・サービスの提供を中止する場合

- (1) 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払わない場合

- (2) 利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合
- (3) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合（速やかに当ステーションに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。）
- (4) 雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得たうえで、訪問時間や訪問日の変更をする場合
- ・保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。
 - ・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。
看護師等は、現金の管理、金銭の取扱い等は致しません。
看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

8 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密および個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業所は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密および個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限って、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) (1) にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

医療機関	医療機関名	
	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		
連絡方法		

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 奈良県香芝市今泉 792 番地 26
 法人名 株式会社ハッピーサポート
 代表者名 今西 伸行
 事業所名 訪問看護ステーション あ・もい

説明者 氏名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者氏名 _____

署名代行事由： ☐手が不自由 ☐認知症

☐その他（ _____ ）

署名代行者氏名 _____